

鬱陵島と因伯

— 鳥取県の日朝関係史① —

内 藤 正 中

はじめに

いま、日本海沿岸各地域で取り組まれている対岸諸国との環日本海交流は、地方自治体が主導するところに大きな特徴があるだけにとどまらず、地域住民による草の根レベルでの交流へと広がりや深まりをつくって発展をみせている。それは、国際間での交流が、中央政府を経由しなければならないとする従来の常識を打破した意義は大きく、鳥取県下でも、未だ回交を回復していない朝鮮民主主義人民共和国の元山市との間で、境港市は友好都市提携にかんする協定を締結して交流を重ねてきているのである。

鳥取県では、「本県の地理的条件、経済的条件等の特性を活かして」ということで、¹⁾ 遅まきながらではあったが、1991年（平成3）から環日本海交流に本格的に取り組みはじめ、現在、韓国江原道、中国吉林省、ロシア沿海地方、モンゴル中央県などとの交流を進めてきている。

しかし鳥取県では、環日本海交流を進めるにあたって、「本県の地理的条件、経済的条件等の特性を活かして」取り組むとはいったが、歴史的条件については言及しなかった。当面して、日本海を平和な海にしてゆこうと願っているのだから、敢えて異議をさしはさむものではないが、対岸諸国の場合、そのいずれもが、かつて日本帝国主義が侵略をほしのままにした地域であったことを、必須の前提として明確に認識しておかなければならない。そしてそうした侵略戦争が激化することによってだけ、「日本海時代」として地域の繁栄が語られてきたことを想起するならば、過去の歴史において対岸諸国とのかかわりのなかで、鳥取県と鳥取県民は、何をしてきたかということについて、たしかな歴史認識を

もつことが求められているはずである。それにもかかわらず、環日本海交流を始めるにあたって鳥取県の担当責任者が、「かつての環日本海経済圏がよみがえり、新しい交流の時代が到来した」などと述べていることは、⁴²⁾ 決して見過ごすわけにはゆかない文言としなければならない。当面してつくろうとする環日本海交流圏とは、かつての「大東亜共栄圏」の再現ではないのである。

環日本海交流が地域レベルでの交流という特徴をもつ以上、日本史全体についてはもちろんのこと、地域史を北東アジアの歴史のなかで見直しをしてゆくことが求められてくる。『鳥取県史』をはじめとする鳥取県の地域史研究では、残念ながら、未だそうした作業には着手されていない。当然ながら対岸諸国に対して鳥取県の地理的条件を活かすかたちで進められた地域レベルでの侵略の実相についても検証される必要がある。例えば新潟県が中国黒龍江省と友好提携をした背景には、かつての時に新潟が満州移民や開拓義勇軍の送出港になっていたことについての反省があり、そこから中国側が期待する三江平原開発への支援と協力をしなければならないとする認識があった。⁴³⁾ 新潟県が黒龍江省と友好提携したのは1979年（昭和54）である。鳥取県境港もまた、満州移民を送り出し、さらに政府に出願して送出港の指定を得ようとした。いま、新潟県とともに鳥取・島根両県ともに、中国吉林省との間で定期航路を開設して経済交流を進めようとしているが、背景にあるのは、戦前に「北鮮航路」を境港が開設していたことである。ただしそれが友好親善の航路がなかったことについてはいうまでもない。⁴⁴⁾

本稿の課題は、地域レベルでの環日本海交流にかかる歴史認識をたしかなものにするため、対岸諸国と鳥取県との関係史を北東アジアの全体史のなかで解明することにある。なかでも地理的条件からも関係が密接であった朝鮮半島についてが中心となるが、韓国江原道と鳥取県の間では、1994年（平成6）に友好提携に関する協議書を締結して両県道での交流が進められていることから、江原道と鳥取県との関係史に焦点がしぼられることになる。

山陰にとって、日本海を隔てて一衣帯水の位置にあるといわれる朝鮮半島との間では、9世紀末の渤海国使の伯耆来着が史料で確認できる最初のもので、以来、漂流民救助など友好親善の記録を見ることができるが、その反面では、倭寇の朝鮮半島侵略、秀吉の朝鮮侵略と因伯からの出兵、朝鮮領である鬱陵島の不法占拠

それを物質的に支援するかたちで発展をみせる境港の朝鮮貿易、鳥取県水産試験船の朝鮮海出漁と角輪組による江原道での定置網漁業など、それは「不幸な一時期」などという言葉ではすまされない「負の歴史」を鳥取県民としてもつくってきたのである。

そのなかでも、江原道蔚珍県に属していた鬱陵島については、17世紀の78年間にわたって、鳥取藩が事実上占有して朝鮮人を排除してきた歴史がある。このことについて鳥取県は、1907年（明治40）に発行した『因伯記要』のなかで、「大谷・村川両家の朝鮮鬱陵島占領事業の若きは、蓋し米子あって以来、最も快活にして趣意ある実歴史なり」と、あからさまに「占領事業」と称してその意義を高く評価しているのであった。1932年（昭和7）に鳥取県が編纂発行した『鳥取県郷土史』においても、その見解が基本的に踏襲されているにとどまらず、戦後の1979年（昭和54）に刊行した『鳥取県史』においてさえも、歴史の事実立って見直しをすることなく、ほぼ同じ評価のままで記述をしているのである。私たちは、それをそのまま放置しておくわけにはゆかないと思う。とりわけ鬱陵島が、現在は韓国慶尚北道に編入されているとはいえ、50年前までは江原道に属していたものである以上、江原道との間で交流の歴史を語るとするならば、鬱陵島をめぐる「負の歴史」からはじめなければならないのである。負の歴史を直視することから、ほんとうの意味での相互理解が進められ、友好親善の未来を開くことができるものと思うところである。

1 鬱陵島と因伯の中世史

日本の史料で鬱陵島のことが初めて出てくるのは、『権記』長保6年（1004）3月7日條であり、因幡国に于陵島人11人が漂着したと記している。鬱陵島は于陵、羽陵、芋陵、蔚陵、茂陵、武陵などと呼ばれていたが（本稿ではそれぞれの史料が使っている名称をそのまま使用することにする）、当時、新羅が滅亡したためその残党が島に逃げこんだのではないかといわれている。因幡海岸に漂着した于陵島人は、「其の文優ならざるも頗る詩篇を知る」と評されるような人たちで、都に送られた後、母国送還にあたって勘解相公（藤原有国）は「我は京洛を

尋ね雲を辞し去り、君は高麗に赴き浪に棹さして帰る、後会期し難し何歲月、秋風宜しく雁書をして飛ばしむべし」との詩を与えた。⁹⁵

因幡に于陵島人が漂着したことについて、田保橋潔は「前後の事情から考へるに、山陰道の漁民が同島の存在を知悉したのは遙かに溯り、或は上代既に山陰道より隠岐諸島、リヤクウル島、鬱陵島を經由して、朝鮮国慶尚道、江原道に至る海路の発見せられて居たことなきを保し難い」とも述べている。⁹⁶ ただし、田保橋が述べる「前後の事情」については不詳である。韓国の学者も古代における日本への海路として6コースをあげているが、そのなかに慶尚道—木出島—風島—鬱陵島—隠岐島—山陰地方、咸鏡道江原道東海海岸—敦賀等裏日本各港という2コースがある。⁹⁷ 特に後者は渤海国使の来日コースでもあった。

727年にはじまる渤海国使の来日は34回に及ぶが、山陰へは伯耆2回、隠岐4回、出雲3回の着岸がある。伯耆の2回は、895年（寛平6）12月19日の第32回と908年（延喜8）1月8日の第33回であった。⁹⁸ どこに着いたのか、そして着岸してから入京まで2～4か月かかっているが、その間、恐らく伯耆の国府に送られたと思われるが、そこでどのように過ごしたかなどがわかれば面白いが、残念ながら記録は残っていない。

1366年（貞治5）9月23日、高麗国王が日本に派遣した金龍ら17名の使節団が出雲国杵築に着岸した。そして12月16日には伯耆国に渡り、陸路上京する。伯耆を經由したのは、醍醐寺蓮蔵院領として国延保（現大山町国信）があったからで、上京について一定の役割を果たしたために『報恩院文書』に關係の史料が残っていると、中村栄孝は述べている。⁹⁹ この使節団は倭寇禁圧を要請する目的で派遣され、室町幕府にとっては最初の外交問題となるものであるが、瀬戸内海でなく、日本海ルートを使って出雲国に到着したことは、山陰海岸には非公式ながら高麗との間で交流のルートが存在していたことを推察させてくれる。例えば1360年代には、東福寺の蔵主になった夢巖祖応が故郷の出雲に帰国した時、漂着高麗人を寺に預かったのち、母国へ送り返している。そのなかで「高麗人十首」を詠んで『早霖集』に収めているが、漂着そして送還について独自のルートをもっていたと考えられるし、¹⁰⁰ 簸川郡口田儀の本願寺の秀関和尚が高麗に渡って仏教を修行し、1392年の高麗滅亡を機に帰国しているところなどをみても、地域レベルでの

交流ルートが存在していたといわなければならない。¹⁰¹ しかし金龍ら使節団の来日が倭寇禁圧の要請であったように、それは同時に山陰海岸からの倭寇による朝鮮侵略ルートでもあったということも考慮すべきであろう。江原道と鬱陵島に対する倭寇については後述する。

つづいて日本の史料で鬱陵島にかかる因伯關係記事が出てくるのは、『多聞院日記』の天正20年（1592）5月19日條で、「防耆ヨリ弥七来る、十年不来、検断ニ逢、穿人ノ由、不便々々」というものである。この記事には、「いそたき人参三両、釘少持来」とも記してある。1592年といえば、秀吉の朝鮮出兵が強行された年でもある。記事にみえる弥七は「防耆」すなわち伯耆の人で、幼少の頃から多聞院英俊のもとで使われており、西国一円に行商をしていたのが10年ぶりに英俊を訪ねたというもので、78歳の英俊の健康を案じて「いそたき人参」を土産にもってきたのであった。「いそたき」は「いそたけ」で、磯竹島すなわち鬱陵島の朝鮮人参が、すでに不老長寿の妙薬として知られていたことを示している。¹⁰² 朝鮮王朝側の史料にも、この時期、倭人が磯竹島を占拠していたことが出てくることからすれば、¹⁰³ 伯耆人の弥七が、磯竹人参を入手する可能性は十分にあったということができるであろう。

2 倭寇対策としての空島政策

13世紀後半から14世紀にかけて盛行する倭寇關係記事が、『高麗史』のなかで見られるのは、高宗10年（1223、貞応2）4月の「甲子倭寇金州」の記事が初見であり、以後、多くの倭寇關係の記事を見ることができる。¹⁰⁴ 日本側でも山陰の倭寇として、隠岐国鏡社の住人が高麗に渡って夜討をかけ、多数の珍宝を奪取した記事が、1232年のものとして『吾妻鏡』に出ている。¹⁰⁵ そして『高麗史』は、1350年の記事をもって「倭寇之侵始此」とするのであった。¹⁰⁶

鬱陵島に倭寇が登場するのは1379年からで、「倭、武陵島に入る、留まること半月にして去る」とあり、¹⁰⁷ つづくのは1417年の「倭、于山武陵を寇す」の記事である。¹⁰⁸ 江原道に対しては、1395年に三陟府を襲撃した倭寇2人を府使が斬ったこと、¹⁰⁹ 1396年には平海城が包囲されたこと、¹¹⁰ 同年蔚珍県が攻められたこと

などの記事がみられる。⁽²¹⁾

倭寇対策に苦しんだ高麗王朝が、室町幕府に禁圧を要請して金龍らの使節団を日本に送ったのは、前述のように1366年のことであったが、1404年（応永11）になって、室町幕府の將軍足利義満がようやく倭寇取締りを約束する。

その前年に当る1403年8月、太宗国王は江原道からの報告にもとづいて、武陵島に居住する者の「出陸」、すなわち本土への移住を命ずる。⁽²²⁾ 空島政策の発令である。武陵島に住民が居住しておれば必ず倭寇が侵略してくるので、住民を予め引揚げさせておくというもので、一部で誤解しているような、不用な島であるから領有権を放棄したというものでは決してない。倭寇が原因でやむなく武陵島に対して空島政策がとられたことを知っておかなければならない。そして空島政策が実行されたのは、1417年に金麟雨を安撫使に任命して島に派遣し、居住していた3名を連れ帰ったときからである。

その前年の1416年、朝鮮王朝で戸曹参判をつとめる朴習啓が、かつて江原道都觀察使であった時に聞いた話として、武陵島の状況を次のように報告している—「周囲七息、傍有小島、其田可五十余結、所入之路、纔通一人不可並行、昔有方之用者、率十五家入居」「或時、仮倭為寇、知其島者、在三陟」。このため政府は三陟の人で前萬戸の金麟雨を召出して質問したところ、島に居住する15戸は軍役を忌避して逃避したものであるが、彼らがそのまま居住しておれば、「則倭終必入寇、因此侵於江原道矣」と答えた。政府では右議政の韓尚敬が中心になって六曹などに対策を問うたところ、多くの者は島から住人を退去させず、五穀と農具を与えて安住できるようにし、貢租も負担させるが良いという意見であった。ただ一人、工曹参判の黄喜だけは速かに退去させるべしとした。その方法として、島の住人は軍役を忌避して逃げたわけで、貢租を賦課すればそれを嫌って出陸するであろうと答え、国王に空島政策を決断させたのであった。こうして金麟雨を安撫使に任命して武陵島に行かせ、1417年2月に3名を連れて帰り、彼らに政府は衣・笠・靴を与えたという。この時の調査で島には15戸、男女86人がいることがわかり、島から大竹、水牛皮、生苧、綿子、検撲木等を持ち帰って政府に献上した。⁽²³⁾

この時、すべての居住者を送還したにもかかわらず、1423年には金乙之ら男女

28名が島に帰り、1425年5月に7名が小船で平海郡仇弥浦に来てかくれているところを発見され、監司がこれを捕らえたことを報告してきた。⁽²⁴⁾ 同年10月、金麟雨は島にいる男女20人を捜して捕える。初め兵船2艘で出かけたが、46名が乗組んだ1艘が風に流され行方不明となり、⁽²⁵⁾ 石見国長浜に漂着して救助され、1か月後に朝鮮国に送還される。⁽²⁶⁾ 救助した周布和兼は、送還を機に朝鮮王朝との通交をはじめ、のちには受図書人となる。

ところで1436年（世宗18年、永享8年）になって江原道監司の柳李聞が、武陵島は「土沃多産」であるから、移民を募集して万戸（軍官）、守令（地方官）を置くべしと提案する。⁽²⁷⁾ 翌37年にも「茂陵島土地膏腴、禾穀所出十倍陸地、且多所産、宜設臬置守、以為嶺東之藩」と再び提案するが、政府は「風水甚悪」として、これを却下する。しかし柳李聞は、昔倭奴が毎年侵掠したと聞いている、県を設置することが困難ならば、毎年人を派遣して島内を探索し、土産を採取し物を作るがよいと申し入れたことから、政府はさらに詳細な報告を求め、護軍の南蒼と前副司直の曹敏とを茂陵島巡審敬差官として派遣することにした。⁽²⁸⁾ 両名は島に行き66名を捕え、沙鉄、石鍾乳、生鮑、大竹等を持って帰る。捕えられたものは全員朝鮮人であり、茂陵島が沃饒の地と聞いて前年春に島に渡ったものということであった。⁽²⁹⁾

このように、朝鮮王朝としては1417年の出陸命令以来、1425年、1438年と空島政策を徹底するために、茂陵島からの送還を行ってきたが、現地に近い江原道の地方官は空島政策を批判して、「土沃多産」の島であることから、むしろ移住をすすめ開発をしてゆき新たな県を設置することさえも提案していたのである。こうした経過の後、1457年4月になって、前中枢院副使の柳守剛が、江陵府と嶺東地方の防衛のことを考えて茂陵島に県を設置することを提案、これに反対する兵曹からは居住者を島から刷還することを申し出て結論が出なかったので、国王として県は設置しないが島から居住者は刷還する勿れという政府としての方針を決定する。⁽³⁰⁾ この時以降、茂陵島から強制的に刷還することは行われなくなるのであった。

3 領有を画策した対馬宗氏

1407年（太宗7年、応永14年）、対馬国守護の宗貞茂は、茂陵島に家臣を引連れて居住したい旨を朝鮮王朝に申入れた。それは移住を名目にして、茂陵島の領土化を図ろうとしたわけである。前述の如く、倭寇対策に手を焼いた朝鮮王朝が、茂陵島の空島化方針を決めたのは1403年のことであり、出陸命令の情報を入手した上での対馬の対応とも考えられる。ともあれ、対馬宗氏からの申し出を受けた朝鮮国王は、若し許可すれば日本国王が謀反人を招いたとあって、日朝間の関係が悪化する危険があるといつてこの申し出を断った。⁽³¹⁾ 対馬の宗氏としては、朝鮮貿易だけでなく南蛮貿易も行っており、鬱陵島を領有することによって日本海での海上権益の掌握を図ろうとしたものとされている。⁽³²⁾ この当時、鬱陵島が対馬とともに、倭人と接触する場所になっていたことは、「奸民及び主人に背く奴僕があって、茂陵・対馬に逃げてゆき、火薬の秘術を倭人に教習す」⁽³³⁾ と、1426年12月に江原道の長官が報告していることをみても明らかである。

つづいて1614年（光海君6年、萬曆42年、慶長19年）6月になって、鬱陵島での倭人の居住が問題となる。「倭船3隻、稱以探問磯竹島」という東萊府からの報告である。⁽³⁴⁾ そして再び対馬藩から、鬱陵島への居住の申し入れがあり、朝鮮王朝の禮曹から、改めて『東國輿地勝覽』にも掲載されているように朝鮮領であること、したがって倭奴の来島を禁止することを対馬藩に通告する。対馬藩では、同島が荒涼として住民の姿を見ないことを理由にあげてその領有を主張したのに対して、東萊府使をこれを反駁して、朝鮮領である以上、同島に来往する者は海賊とみなすと警告した。⁽³⁵⁾ この件について日本側の文献では、『通航一覽』のなかで、「慶長17壬子年（19年の誤り）、宗対馬守茂智より朝鮮東萊府使に書を贈りて、竹島は日本属島なるよしを諭せしに、彼許さず、よりて猶使書往復に及ぶ」と『朝鮮通交大紀』を引用して簡単に記すだけである。⁽³⁶⁾ 見られるように、対馬藩としては、鬱陵島が朝鮮領ではあるが空棄の島であることから、竹島と称する日本の属島であるという立場で交渉し、かねてより画策していた領有化を実現しようとしたわけである。

ほぼ同じ時期になる1617年（光海君9年、萬曆45年、天和3年）、朝鮮王朝か

ら大坂平定を祝賀する使節団が来日するが、このときの従事官李景稷の『李右衛門扶桑録』に、秀吉の時代に磯竹島（鬱陵島）に渡って材木などを持って帰っていた磯竹弥左衛門のことが記してある。⁽³⁷⁾ 弥左衛門は磯竹島産の珍品を秀吉に献上して喜ばれ、その後も島に渡航することによって生活し、貢租も納めていたという。ところが、秀吉の死後にそのことが朝鮮側から問題にされ、徳川幕府としても何らかの対策をとることが求められたのである。このため、対馬藩としても放置しておくわけにもゆかず、幕府の命により、「潜商二人」を捕えて京都に送って処分を待たなければならなかった。⁽³⁸⁾

伯耆国米子の大谷甚吉、村川市兵衛の両人が、徳川幕府から竹島免許を受けたのは1618年（元和4）である。それは、朝鮮王朝の回答兼刷還使が来日した翌年であり、対馬の弥左衛門らが潜商の罪で捕えられる2年前のことである。対馬藩では処分の対象となった竹島渡海が、どうして鳥取藩には許容されたのかが問題にされなければならない。このことについて考えられる理由の第1は、対馬の弥左衛門の場合、秀吉の許可を得ていたが徳川幕府の許可は得ていなかったこと、第2に、朝鮮側から、いつ、どのようなかたちで問題にされたかは不詳であるが、『李右衛門扶桑録』などを通じて明らかになった以上、朝鮮王朝との間での国交正常化に取り組んでいた徳川幕府としては、竹島への潜商問題を見逃すことはできなくなる。第3に、潜商問題を起した磯竹弥左衛門は対馬の商人である。対馬藩を窓口にして対朝鮮外交を進めてゆこうとする以上、対馬藩にはとりわけて自己規制が必要とされる、などの判断があったものと思われる。

これに対して、その2年前の1618年に、幕府から竹島渡海免許を受けた鳥取藩そして米子商人の場合、竹島をめぐる対馬藩と東萊府との間で交渉があったことは知らなかったのではないだろうか。知っていたとすれば免許申請など提出するはずもない。しかし幕府当局者にとっては、1614年以来の日朝間での交渉経過は承知していた。竹島は朝鮮領ではあるが、空島政策で無人島になっていること、物産豊富な島であるため、対馬藩ではかねてから領有化を画策していたことなどを十分承知の上で、対馬藩ではなく鳥取藩に領有化の既成事実を作らせる意味も込めて、幕府は米子商人2名に、竹島への渡海免許を与えたものと解釈することができるのであった。

4 米子商人の竹島渡海事業

対馬が磯竹弥左衛門だけでなく、藩をあげて鬱陵島（竹島）に注目し、再三にわたって領有化を画策していたのに対して、伯耆の米子商人の場合は、漂着という偶然の機会に竹島を知り、帰国後に鳥取藩を通じて幕府の渡海免許を受け、漁撈や竹木採取を行う事業に従事するものであった。渡海事業について鳥取藩の直接関与はなかったが、両名の「竹島拝領仕り」とする事業を支援することを通じて、事実上の「支配権」を竹島に保有していたとする認識はもっていた。

米子商人による竹島渡海事業のはじまりは、大谷甚吉船の竹島漂着にある。大谷九右衛門の「竹島渡海由来記抜書控」⁽³⁹⁾には次のように記してある。

「永禄年中、玄蕃長男和田九右衛門ニ甥甚吉ト申者有之、米子灘江引越住居為致、回船家業相営居処、越後国ヨリ帰帆之砌、与風竹島へ漂流……其頃因伯御太守新太郎様御上聞、元和4年竹島渡海御免之御奉書頂戴、同年ヨリ竹島渡海相始メ云々」

両名が竹島への渡海免許を幕府から受けたのは1618年（元和4）である。しかし大谷甚吉船が、いつ竹島へ漂着したかは不明確のまま、渡海免許状にも「竹島江先年船相渡之由」とあるだけである。それにもかかわらず、1932年（昭和7）に鳥取県が刊行した『鳥取県郷土史』が、「先年」とあるのを大谷甚吉が竹島を発見した1617年（元和3）であるとしたことから、すべての資料が1617年漂着、18年免許申請をして5月に許可されたとする。しかし17年に漂着したとする確たる資料はない。

竹島渡海免許の申請は、1617年7月となっている。米子城主であった加藤貞泰が伊豫国大洲に転封され、代って池田光政が因伯両国32万石に封じられて鳥取城に入った時である。幕府派遣検使として米子城に在番していた阿部正之が任務を終えて江戸に帰るにあたり、大谷・村川両名が随行して幕府に出願し、阿部の斡旋で免許を得ることができた。出願にあたり大谷は、米子にきている阿部と旧知の村川市兵衛に相談をもちかけ、村川との共同事業ということで幕府に出願したわけである。渡海免許状に連署している4名のうち井上主計正就は阿部の親族であり、阿部一井上の尽力により、1618年（元和4）5月16日付で竹島渡海免許が

鳥取藩主宛に交付され、以来両名は隔年交代で竹島渡海事業を営むことになる。なお、免許交付とともに將軍秀忠にも拝謁したという。

「右の如く竹島渡海免許と共に、市兵衛・甚吉両人は、特に將軍秀忠に拝謁を仰付られ、時服を拝領し並に渡海船の舟印・道中荷物の差札・提灯・鎗・手鉢・鉄砲等を受領した。当時町人にして將軍に独礼拝謁の待遇を蒙ったのは破格のことであって、幕府が海外渡航を奨励し、無人の島を以て日本の所属としていたことが推定される。」⁽⁴⁰⁾

竹島渡海事業は、両名の「寄合所務」とされ、損得ともに折半すること、竹島から持ち帰った品はすべて書き出すことなどを定められた。鳥取藩としても毎年米1000俵宛を貸与し1年後に返還すること、御城銀1貫500目を無利子で貸付け漁獲物で精算させるなどの支援策をとっていた。竹島での漁獲物の中心は串鮑と海驢の油であり、「油の如きは荒尾組の米子詰組士へ廉価を以て割符上納し、其他は一般へ市価を以て販売した」という。⁽⁴¹⁾ また將軍家、幕府関係役人、鳥取藩主などへ「上々串鮑 十五連」「竹島鮑五百入 一折」「鮑腸塩辛 一斗五升」「木くらげ 五升」など、その都度の献上の記録もあるし、幕府関係役人から托された「竹島御用」なる注文書もある。⁽⁴²⁾

竹島渡海中での漂流、そして朝鮮漂着も1637年（仁祖15年、寛永14年）と1666年（顯宗7年、寛文6年）の2件あり、朝鮮政府に救助厚遇されて帰国している。朝鮮政府は秀吉の侵略戦争後しばらくは、朝鮮に漂着した日本人は「賊倭」とみなして処罰していたが、1627年7月に漂着日本船を釜山倭館の宗氏に引渡して以来、保護と送還が制度化される。⁽⁴³⁾ 米子商人の漂着船も、そうした状況下で救助・送還されたものである。1637年閏3月9日に竹島に至った米子の村川市兵衛船は、6月29日に竹島を出発して帰国しようとしたところ、逆風にあって朝鮮国慶尚道蔚山郡鮑魚津に漂着、30名の乗員が救助された。朝鮮側では「依前例、各給口糧」⁽⁴⁴⁾ として対馬への送還の手続きをとった。それは鳥取県発行の『鳥取県郷土史』などが記している「將軍家より拝領の船印を立てて居ったため、懇切に救護せられ、対州に送り返された」というものではない。⁽⁴⁵⁾ 救護滞在中は、「糧資題給時、饋酒饌、衣資及渡海糧」という待遇、すなわち食料はもちろん酒も与えられ、別れにあたっては酒食のもてなしを受け、30名の乗員それぞれに渡

海粮米1石、木綿1匹ずつが給与され、竹島で収穫した積載貨物もすべて持ち帰りが許された。⁽⁴⁶⁾ これに対して11月には対馬藩主から礼曹、東萊府使、釜山僉使に丁寧な贈物を送って礼を述べている。⁽⁴⁷⁾

1666年(寛文6)は大谷甚吉船の漂着である。13反帆船2艘に50名が乗船して2月に竹島に到着、竹島の材木を使って15反帆船1艘を建造して7月に帰国途中、暴風にあって2艘は沈没、新造の1艘だけが朝鮮国慶尚道長鬢チャンキリ灘に漂着、泳いで上陸して救助された。この時も「獲沐衣糧之寵錫、寔用感悦」という待遇を受け、隠岐からの漂流漁民1名とともに対馬藩に送られ帰国することができた。この時も対馬藩主は、前回同様の礼物を朝鮮政府関係者に贈っている。⁽⁴⁸⁾ 滞在中22人に対して白米11石10斗、清酒22瓶、生鮮22束、大口魚110尾、東瓜22塊、甘醬6斗6升が与えられ、帰国時には頭倭に白米2斗、白紙2巻が、従倭21人に白米各1斗、白紙各1巻が贈られた。⁽⁴⁹⁾ 『鳥府年表』には、「此度彼国より送還せし故、対州侯の使節平田源五郎、今日大坂中ノ島宗提町の御屋敷へ件の漂流民等を伴い引渡し畢りぬ」と記している。⁽⁵⁰⁾

5 竹島渡海禁止令公布

1692年(元禄5)3月、村川船が竹島に渡海してみると、朝鮮人が漁業に従事しており、村川船は仕事ができなかったことから、後日の証拠にということで、朝鮮人が使っていた笠、細頭巾、味噌麴を持ち帰って鳥取の藩庁に状況を報告した。藩庁も幕府に連絡して指示を仰いだが、月番老中阿部豊後守からは、朝鮮人はそのうち退去するであろうということで、別に仔細なかるべしとの回答があったにすぎなかった。

翌年2月、今度は大谷船が渡海したところ、40人ばかりの朝鮮人がいた。そこで2人の朝鮮人を捕えて3月27日に米子に連れて帰り、その旨を藩庁に報告した。「此度朝鮮人を連れ来り候趣は、近年彼国の漁船ども、大谷・村川が船を竹島へ通ぜざる以前、先に渡海して此方の漁業を妨げぬる故、両家の者は大に及迷惑、前にも是を呵禁すと雖、更に許諾の色なく、以後は却って多船を渡し、弥狼藉の挙動相見え候に付、最早無詮方、押て異客等を連帰り、事の次第を備に上啓して、

幕府の御裁断を蒙んが為なりと聞えける」と『因府年表』では記している。⁽⁵¹⁾ 米子に強制連行したということである。

連行された2人の朝鮮人は、米子で「外に出候事無用と差図」して足軽2人をつけて監視させており、「気晴に出可申」との申し出も許さなかった。ただ酒を飲みたいとの要望については、「晝夜に3升より上は無用」ということで1日3升を限度にして飲酒は認めたという。次いで幕府は朝鮮人を長崎に送るようにと鳥取藩に指示してきたので、6月1日に米子にいたものを鳥取に呼び寄せ、陸路で送ることにした。⁽⁵²⁾ 城下入りにあたっては、5月28日付で、「去る3月27日、米子町大谷が船人等竹島より押いざないて倡帰り候朝鮮人、近日の内には鳥取表に罷越候に付、御家中の家来末々迄見物に出候とも、猥りに之れ無き様堅く申付べく、其内、女童出で候事無用たるべき旨」が触れ出された。これは「此度の異客の内に、暴悪の者これ有る由相聞候故なり」ということからであったというが、⁽⁵³⁾ 勝手に「暴悪の者」がいるなどときめつけていることは、初めて異国人に接することになった鳥取藩役人の危惧ともみることができる。

米子から鳥取に送られた2人の朝鮮人は、6月5日に鳥取を出発、30日に長崎奉行所に到着する。長崎送りのために鳥取藩は異客護送使2名のほか、医師、御徒5名、軽卒、御小人若干、それに脚力と料理人もつけることにした。⁽⁵⁴⁾

対馬藩は釜山に2名を送還するとともに、9月から朝鮮政府に対して、竹島は日本領であるにもかかわらず、朝鮮漁民がしきりに渡海して密漁をしているので、渡海禁止を徹底してほしいと要請した。⁽⁵⁵⁾ この申し出に驚いた朝鮮政府では対応を協議して、蔚陵島はもと朝鮮領であったが、現在は放棄に等しい空島であるので、そのことでもって倭と争うことは得策ではないと国王に報告、竹島と蔚陵島を別とする含みで、朝鮮人の竹島への出漁は禁止するとの回答をしてきた。⁽⁵⁶⁾

朝鮮側としては、「弊境之蔚陵島と雖も、亦遼遠の故を以て任意往来を許さず、況んや其外をや」という文言のなかに、蔚陵島が朝鮮領であることを示したわけであるが、対馬藩はかねてより領土化を画策していたこともあって、この機に竹島即ち蔚陵島が日本領であることを認めさせようと考えて、翌年2月には書契中にある「雖弊境之蔚陵島……」の文言の削除を求めて、「我書不言蔚陵島之事、今回簡有蔚陵島名、是所難曉、唯冀除却蔚陵之名是幸」と要求したのであった。⁽⁵⁷⁾

ところがこれを受けた朝鮮政府は、かえって態度を硬化し、日本側の要求を容れると鬱陵島が日本領であることを承認することになるため、鬱陵島と竹島が同一であり、一島二名であることを明らかにしつつ、対馬藩の不法な要求に対してきびしく反駁してきたのである。すなわち、

「弊邦江原道蔚珍県有属島、名曰蔚陵、在本県東海中而風濤危険、船路無便、故中年移其民空其地、而時遣公差往来搜検矣、……今者我国辺海漁民往其島、而不意貴国之人自為犯越、與之相値、反拘執二民、転到江戸、幸蒙貴国大君明察事情、優加資遣此、可見交鄰之情出於尋常、欽歎高義、感激何言、然雖我民漁探之地、本是蔚陵島、而以其産竹、或稱竹島、此乃一島而二名也、一島二名之状、非徒我国書籍之所記、貴州人亦皆知之、而今此來書中、乃以竹島為貴国地方、欲令我国禁止漁船更往、而不論貴国人侵涉我境、拘執我民之失、豈不有欠於誠信之道乎……」⁽⁵⁸⁾

この文書では、鬱陵島が朝鮮の領土であり、朝鮮の史書に記載されていることは日本人も知っているところであるにもかかわらず、対馬藩からの書面には竹島は日本領であり、朝鮮漁船の往来を禁止してほしいと述べている。加えて、日本人が朝鮮領に侵略して朝鮮人を拘束した失をいわないのは、誠信の道に欠げるところと指摘しているのである。朝鮮人を拘束して連行した米子商人の行為について、朝鮮政府が公式に非難していることについて認識しておくべきであろう。

ところが対馬藩は、この書契を受けとることを拒みつつ、朝鮮側は政府からの文書を拒否することは礼法に反すると譲らず、両者対立のまま断続的に交渉をつづけた。しかし1696年（元禄9年）1月28日に、幕府は鳥取藩主に「向後竹島江渡海之儀制禁可申付旨被仰出之候」と竹島渡海禁止を達する。幕府の外交文書を集大成した『通航一覽』は、この間の経緯について次のように記している。

「翌丙子年正月に至り、(阿部)豊後守諭に、竹島の地因幡に属せりといへども、我人居住の事なし、台徳君の時に在て、米子村の街人其島に漁せん事を願ひしに依て、是を許されし也、今其地理を計るに、因幡を去るもの百六十里許、朝鮮を距る四十里許なり、これ曾て彼か地界たる其疑なきに似たり、国家若兵威を以てこれに臨まは、何を求むとしてか得へからさらむ、但無用の小島の故を以て、好みを隣国に失する計の得たるに非す」⁽⁵⁹⁾

幕府としては、竹島を「因幡に属せり」という認識をもっていたわけである。だからこそ鎖国体制化でも米子商人は渡海することができた。しかし朝鮮王朝から抗議を受けるや、幕府は「彼か地界たる其疑なき似たり」とその非を認めたものの、兵威でもって対処すれば獲得できないことではないが、「無用の小島」のことで、隣国朝鮮と争うのは得策ではないという判断を示して、日本人の渡海禁止にふみきるのであった。

6 安龍福一行の抗議来藩

1696年（元禄9）1月28日付で幕府は竹島渡海禁止を発令するが、その半年後になる6月4日、伯耆国の赤崎灘に朝鮮船が着岸した。それは鬱陵島に渡海した朝鮮船32艘を代表する船で、11名が乗船していた。そのなかには3年前に大谷船に鬱陵島で捕えられ、米子に連行されてきた後、長崎—対馬経由で朝鮮国慶尚道に帰国したアンピンシャこと安龍福がいた。

安龍福は帰国後に鬱陵島が物産豊富の島であることを話して、仲間とともに慶尚道蔚山から島に渡り、出漁していた日本人に退去を命じ、さらに日本船を追跡して隠岐国に行った。代官が来航の理由を質したのに対して、安龍福は鬱陵于山両島監税を名乗り、鬱陵島は朝鮮領であるにもかかわらず、不法にも日本人が侵犯するので抗議に来た旨を告げたところ、代官は渡海しているのは伯耆人であるので鳥取藩主の指揮を得て回答すると約束した。隠岐国代官は「竹島へ渡海せる朝鮮船32艘の内より、伯州へ訴訟の為使船を通じ候旨」を鳥取藩に注進するが、⁽⁶⁰⁾ 安龍福らには何の連絡もしないで放置していた。このため代官からの返事がないまま、安龍福らは隠岐を出帆して伯耆の赤崎灘に着岸するのであった。

急報を受けた鳥取藩では、御船手役人を派遣して赤崎から青屋に挽船で回航、番船をつけて警護する一方、藩儒の辻権之丞を派遣して専念寺で筆談でもって来意を質したが、その趣意明らかならずということであった。1週間後の6月12日、青屋から加露に船ぐるみで移動させ、東善寺を宿所としたが、21日には城下本町にある町会所に収容する。しかし幕府からは、異国人は上陸させず船中にそのまま置くようにと指示され、湖山池の青島に仮小屋を建てて移し、船も湖中につな

いだ。このことから島の南側には「唐人船屋」の地名があるという。⁽⁶¹⁾

鳥取藩からの異国人取扱いについての質問を受けた幕府は、近日中に対馬藩の御家人と通訳を鳥取に派遣すること、鳥取では異国人の取扱いはできないので、長崎で要望を受け付けるため長崎へ廻船することなどについて、異国人に対して懇篤に説諭し、承諾した上で鳥取藩と対馬藩の御家人が付添って長崎に送り届けること、若しそれを拒否する時は、直ちに本国に帰国するように申渡すことなどを指示してきた。

しかし、対馬藩からの通訳らが鳥取に到着する前の8月6日、安龍福ら一行は加露を出て帰国してしまう。日本側はそれで一件落着であったが、安龍福が自らを「鬱陵于山両島監税」と称して日本関白に上疏しようとしたことについて、朝鮮王朝としては「呈書の事に至ては、誠にその妄作の罪あり」として処罰した。⁽⁶²⁾

幕府の渡海禁止令にもかかわらず、竹島＝鬱陵島への日本人の渡海はその後もつづけられていた如くで、幕府の『通航一覧』のなかには、『中陵漫録』からの引用として次のような例をみることができるのである。

「……むかし隠岐の辺より渡て、大竹を切来て諸方へ売、甚た大にしてよき竹也と云、近来その島へ渡る時は、朝鮮人多く来て、此方の舟を見れば鳥銃を打て船を近づけずと云ふ、この島果して日本の属島なれとも、遂に朝鮮に取られたり」

「長州の海辺細民、小舟にて此島に往き、竹を斫て長府の市店に売、享保の頃までは能き美竹ありて大に用を便す、いまは絶てなし、何の頃より朝鮮の細民来て居す、近来舟を遣すに、彼の人々鉄砲を放て其島中に入る事を許さず、此故に今は往て竹を斫るものなしといふ」⁽⁶⁴⁾

このほかに、1722年（享保7）には、「7年以前竹島に渡りて唐人の貨物を密に買取りたる罪により」ということで、石見国大森代官所支配の安濃郡波根東村嘉右衛門、邑智郡柏洲村庄右衛門、同郡吾郷村伝左衛門の3名が、大坂町奉行所に捕えられて処分されている。⁽⁶⁵⁾ また1836年（天保7）には、幕府老中首座を勤める松平周防守の国元である石見国浜田藩で、藩をあげての竹島密貿易事件が発覚する。それは「右竹島は浜田領沖合之島に而無人島に而、朝鮮何之島に候処、

大島に而、日本之刀剣類を漁獵船へ積込、漁船之姿に而異国人と交易を致し候由、刀剣は江戸並諸国より集め、道中筋は浜田用物之会符を用候由」というもので、浜田の廻船問屋会津屋八右衛門のみならず、藩主は国替え、家老は切腹という藩をゆるがす大事件となる。⁽⁶⁶⁾

問題は、ひとり石見国浜田藩だけに限られるものではなかった。唐津藩主松浦静山の『甲子夜話』に、江戸市中で語られていた各藩の海外貿易についての伝聞情報を記載していることは、⁽⁶⁷⁾ 鬱陵島すなわち竹島が日本海交易の流通センターになっていたことを伺わせてくれる。

7 竹島渡海事業をどうみるか

朝鮮領である鬱陵島、すなわち竹島への渡海は、米子商人と鳥取藩にとってみれば、79年にわたって継続された利益の大きい事業であった。しかし、かねてから鬱陵島の領土化を画策していた対馬藩は、朝鮮王朝との間で唯一の外交窓口になっていた立場を利用して、ことある度に領土化実現のための工作を繰返し試みしていた。そうした対馬藩の意図を承知していた幕府もまた、対馬藩の潜商については問題にしながらも、領土化の機会をねらっていたものの如くで、米子商人への竹島渡海免許交付は、鬱陵島に対する日本の権益を既成事実とする一助にもなることを考えて許可を与えたものといえることができる。

そうした幕府や対馬藩の鬱陵島領土化への野心について、鳥取藩がどこまで関知していたかは不詳であるが、渡海禁止令以後における地元鳥取藩での反応を見る限りでは、利益の大きい事業を中止させられたという経済面での損得に止まらず、国権拡張にかかわる意識をもってする対処が特徴的に表明されていることに注目しなければならないのである。竹島渡海事業についての代表的な見解を以下にみてゆくことにする。

第1は、『伯耆民談記』の記事である。1740年（元文5）頃の執筆といわれているから、渡海禁止令が公布されて50年を経過しない時期になる。ここでの評価は、もっぱら経済的な損失を強調するかたちとなっている。「遂に彼の島をば朝鮮に附せられ、大谷、村川へは渡海停止之儀仰出されたり、是より退転して今に

至て島渡りの者無し、……種々の産物夥し、伯因の両国は言に及ばず、普く日本の利潤なりしに退転に及ぶこと惜むに余あり」。(68)

第2は、さらに100年を経過した天保年間にまとめられた『因府年表』の記述である。1836年(天保7)には、幕府老中松平周防守の国元の浜田藩で、藩ぐるみでの竹島密貿易事件が発覚、幕府は竹島渡海禁止令を公布したことは前述の通りである。したがって、渡海禁止令を機に竹島への関心が高められた時期であったといつてよい。岡嶋正義の『因府年表』は、あからさまな国権拡張意識をもって次のように記すのであった—「右等朝鮮国へ逼近せる海島、是迄人の住居せざりし事は、全く日本の威光を震恐せるが故なるべき歟、此度の挙を其俟に御捨置に相成候事は、本邦を軽蔑の基にて通哭の至也」。(69)

『因府年表』の著者は、朝鮮政府が鬱陵島に空島政策をとって住民の居住を認めなかったのは、倭寇のため、すなわち「日本の威光を震恐せるが故」であったとする。それだけに、幕府が弱腰外交で朝鮮側の主張を認め、竹島渡海禁止令を公布したことは、日本が朝鮮から軽蔑される原因をつくるものであり、「通哭の至り」と述べるのであった。天保期の著書である『因府年表』で表明された竹島渡海事業に対するこうした認識は、以来、現在に至るまで、基本的なものとして鳥取県では継承されてゆく。

1907年(明治40)に鳥取県が編纂刊行した『因伯記要』は、竹島渡海事業について「朝鮮鬱陵島占領事業」と称し、実行した米子商人の行動を快挙とする。それだけに、1689年(元禄2)以来、安龍福ら朝鮮人が島に渡海居住したことは、「我占領権は之か為全く毀害せらる」ことと受止める。そして朝鮮政府との間で領有権をめぐる3年に及ぶ外交交渉の結果、幕府が日本人の渡海禁止の措置をとったことについては、「遂に姑息政策を執り、該島をば以後朝鮮に預くとの名義を以て、我れの占領権を放棄」したとする。したがって、「幕府一片の禁令は、此の如く鬱陵島占領事業をして全然水泡に帰せしむ、亦惜むべからずや」というのであった。(70)

それは、朝鮮半島の植民地化に向けて、日本が国をあげて取組んでいた時期であっただけに、鳥取県当局者にあっても、220年前に米子商人と鳥取藩が犯した「朝鮮鬱陵島占領事業」を、朝鮮侵略の先駆とみていたことは明らかである。鬱

陵島にわざわざ「朝鮮」を冠して、朝鮮領であることを明示しているところに、当時の県政担当者の問題意識をみることができる。

つづく1933年(昭和8)に鳥取県が編纂刊行した『鳥取県郷土史』においても、1907年(明治40)の『因伯記要』の見解がそのまま踏襲され、さらに増幅されているのを見ることができるのである。すなわち竹島渡海事業については、「我国は其支配並に渡海権を村川・大谷両家に一任」されたものとし、幕府による渡海禁止令の公布は、「其間79年、辛苦を嘗めて経営したる竹島渡海の権を失ったのは、啻に両家の為に惜むべきのみならず、因伯両国の為にも、我が国の為にも惜むべきことであった」という。したがって、朝鮮政府に対する幕府の外交姿勢もきびしく批判されており、「元禄時代、昇平の極、文弱退嬰の政策を執り、遠島漁権の為、外国と事を構ふるの不利なるを慮り、遂に漁権を放棄し、両家の特権を制禁せしもの」とするのであった。(71)

戦後の1979年(昭和54)に鳥取県は『鳥取県史』を編纂発行するが、その第3巻である近世政治篇と第4巻の近世経済篇のなかで、それぞれ言及している。政治篇は竹島が朝鮮領であることについては全く言及せず、「米子・倉吉の初期町人」の項目のなかで、かつてのように特筆大書することはしないで、「竹島発見という機会を生かし、竹島の海産物を幕府に献上し、幕府の命をうけて竹島渡航を許可されたのであり、いわば幕府に独占貿易を保障され富を得たといえることができる」と記すにとどまる。(72) また経済篇のなかでは「竹島(鬱陵島)」と記して、「米子の主な町人の活動」という項目として記述し、「79年間における生産品は串鮑を主とし、その他の鮑製品、串海鼠、百合根、桐の木等を藩や幕府の需要に応じ公納し、余分は販売した」と、幕府公認の経済事業であったことを前提にして、もっぱら物産略取についてだけ記している。そのためもあってか、幕府が渡海禁止令を出さざるをえなかった理由については、「朝鮮漁夫との紛争」の結果とする。(73) 政治篇も経済篇も共通して、竹島すなわち鬱陵島が朝鮮領であり、米子商人の渡海事業が領有権をめぐる紛争事件を結果したことについては、目をつむって何らの言及もしないままである。

1990年(平成2)、鳥取県教育委員会は『郷土が誇る人物誌』を発行した。同書のなかに大谷甚吉が「日本海の島で漁業を開拓」した人物として取上げられて

いる。ここでは、『竹島』は朝鮮領であったが、朝鮮政府は『竹島』に対し無住政策をとっていたため無人であった」と、無人島であったことが強調されている。しかし、無人島であっても朝鮮領であるといっているのであるから、無人の空屋であれば、勝手に入って何をしても構わないということにはならないはずである。当然に、朝鮮領の島を無人であるからといって日本人が占拠し、資源を掠奪しつづけた行為を「郷土が誇る人物」のなかに加えるかどうかが、県教委としては問題にされなければならなかったはずである。「順調に行われていた竹島渡海事業も、元禄のころになると、かげりが見えるようになってきた。すなわち、竹島への朝鮮人の来住が盛んになり、そのためたびたび争いが起きるようになったのである。……幕府は対馬藩主宗氏に朝鮮と折衝させたが、朝鮮は自国の領土であることを主張してゆずらなかつた」⁽⁷⁾ という記述には、史書にも明確とされる朝鮮領鬱陵島に対する侵略者としての責任の意識については全く見る事ができないのである。

最後に私たちは、米子商人による竹島渡海事業をどのようにみるべきであろうか。

すでに見てきたように、たまたま漂着し、幕府に渡海免許を願い出た村川・大谷両人は、それが朝鮮領の島であることについては知らないままであったと思う。外国への渡航を全面禁止した鎖国体制をとっている当時であるから、あくまでも日本領の島ということではなければならない。しかし特別の配慮で渡海の許可を与えた幕府は、対馬藩を通じて一定の認識をもっていたはずである。そして3年にわたる朝鮮政府との交渉の結果、1696年(元禄9)には「これ曾て彼か地界たる其疑なきに似たり」と、竹島すなわち鬱陵島が朝鮮領であることを容認して、鳥取藩に渡海禁止を申渡したのである。

したがって、幕府が朝鮮領であることを認めた以上、竹島渡海事業なるものは、朝鮮領への不法侵入であったと認識しなければならないはずである。後世の史家が評価を与える場合にあっては、当然にそのことは大前提にされるべきであろう。それにもかかわらず、これまでの研究では、共通して外国の領土を侵略した加害責任について、何らの自覚もないままで論述していることに決定的な誤りがあるとしなければならないのである。鳥取県が編纂発行した『因伯記要』がいてい

たように、竹島渡海事業が「朝鮮鬱陵島占領事業」にほかならない以上、地域レベルでの侵略責任についての歴史認識を明確にすることが求められるところである。

《注》

- (1)(2) 鳥取県では、1986年(昭和61)策定の第5次鳥取県総合計画のなかで、「本県も世界に開かれた鳥取をめざして」ということで、「本県の特徴を生かした個性的な国際交流を進めていく必要があります」と述べて(P93)、この年6月に中国河北省との間で友好県省の締結をした。この基本方針を受けて、1988年(昭和63)には、『鳥取県国際交流推進ビジョン』がつくられた。そこでは、「近年地方における国際化及び地域の振興を図るために、地方独自の新しい発想と手法によるいわゆる地域レベルの国際交流の展開が求められます」といって、「鳥取の歴史、伝統、学術、文化、産業などの特色に着目し、各分野において個性的な交流を進める」とした。その時点で想定されていた交流対象は、「我が国と歴史的に関係が深く、経済、文化的にも結び付きの強い」ということで、「アメリカ合衆国等の英語圏域国」、あるいは「地理的、経済的に結び付きの大きい」ということから、「東南アジア等の近隣諸国」との提携について検討することが望まれるとしていた。しかし1991年(平成3)2月にまとめられた第6次総合計画では、「対岸諸国との交流を進めます」と交流対象を転換し、同年12月に「今まさに日本海は“緊張の海”から“平和と交流の海”へと大きく変貌しつつあり、かつての環日本海経済圏がよみがえり、新しい時代が到来した」といって、「本県の地理的条件、経済的条件等の特性を活かして」環日本海交流を推進することになる(鳥取県企画部『日本海対岸諸国交流推進懇談会の概要』の「はじめに」、1992年)。
- (3) 中国黒龍江省の三江平原開発に対する新潟県日中友好協会の協力については、奥村俊二理事長の報告がある(『環日本海交流圏・新潟国際フォーラム報告書・1991年』P45)。
- (4) 内藤正中『山陰の日朝関係史』報光社、1993年を参照してほしい。
- (5) 村井章介『東アジア往環』P12、朝日新聞社、1995年。
- (6) 田保橋潔『鬱陵島その発見と領有』(『青丘学叢』3号、P13、1931年)。
- (7) 李家正文『韓国の文化誌』P12、泰流社、1986年。
- (8) 上田雄・孫栄健『日本渤海交渉史』P143、六興出版、1990年。
- (9) 中村栄孝『日鮮関係史の研究』上巻P226、吉川弘文館、1965年。
- (10) 村井章介前掲書。
- (11) 内藤正中前掲書P36。
- (12) 中村栄孝前掲書、下巻P344、1969年。

- (13) 朝鮮王朝吏曹判書李晔光『芝峯類説』(萬曆42年、1614年、慶長19年)には、「壬辰変後、人有往見者、亦倭侵掠、無復人烟、近聞倭奴占拠磯竹島」とある。
- (14) 田村洋幸『中世日朝貿易の研究』P 5、三和書房、1967年。
- (15) 『吾妻鏡』貞永元年(1232)閏9月17日條。
- (16) 『高麗史』忠定王2年(1350年、正平5年)2月條には、「倭寇固城竹林巨濟、合浦千戸崔禪都領梁瑄等戰破之、斬獲三百余級、倭寇之侵始此」と記す。
- (17) 『高麗史』卷43、恭愍王辛禡5年(1379年、康暦元年)7月條。
- (18) 『朝鮮王朝実録』太宗17年(1417)8月巳丑條。
- (19) 『朝鮮王朝実録』太祖4年(1395)9月甲子條。
- (20) 『朝鮮王朝実録』太祖5年(1396)11月乙卯條。
- (21) 『朝鮮王朝実録』太祖5年(1396)11月辛未條。
- (22) 『朝鮮王朝実録』太宗3年(1403)8月丙辰條。
- (23) 『朝鮮王朝実録』太宗17年(1417)2月壬戌條。同月2丑条。
- (24) 『朝鮮王朝実録』世宗7年(1425)8月申戌條。
- (25) 『朝鮮王朝実録』世宗7年(1425)10月乙酉條。
- (26) 『朝鮮王朝実録』世宗7年(1425)12月癸巳條。帰国後の報告は次の通りである。—「茂陵島入帰時、飄風船軍平海人張乙夫等、回自日本国言、初船軍46人乘坐一船、隋安撫使金麟雨、向本島、忽颶作船敗、同船36人皆溺死、我等10人移坐小船、飄至日本国石見州長浜、登岸、飢困不得行、匍匐至万里余、得泉飲水、困倒江辺、有一倭因漁来見、卒帰一僧寺、与餅茶粥醬、以食之、領赴順都老、順都老見我等衣日、朝鮮人也、嗟嘆再三、口粮衣袴、留30日、日三供頓、臨送設大宴、厚慰爾等、乃為朝鮮殿下耳……」。なお、石見国長浜周布因幡守和兼の朝鮮通交の詳細については、関周一「中世山陰地域と朝鮮の交流」(内藤正中編『山陰地域における日朝交流の歴史的展開』島根史学会、1994年)参照。
- (27) 『朝鮮王朝実録』世宗18年(1436)閏6月甲申條。
- (28) 『朝鮮王朝実録』世宗20年(1438)4月甲戌條。
- (29) 『朝鮮王朝実録』世宗20年(1438)7月戊戌條。
- (30) 『朝鮮王朝実録』世祖3年(1457)4月巳酉條。
- (31) 『朝鮮王朝実録』太宗7年(1407)3月庚午條。
- (32) 藤田明良「15世紀の蔚陵島と日本海西域の交流」(『神戸大学史学年報』8号、1992年)が、15世紀における蔚陵島の南北交流の状況を明らかにしている。
- (33) 『朝鮮王朝実録』世宗8年(1426)12月壬申條。
- (34) 『東萊府接倭事目抄』萬曆42年(1614)6月條。
- (35) 『朝鮮王朝実録』光海君6年(1614)9月辛亥條。
- (36) 『通航一覽』卷之137。

- (37) 李景稷「李右衛門扶桑録」(『海行摠載』2所収)には以下のように記してある—「昔年秀吉在時、有一倭、自願入蟻竹島、伐取材木及蘆葦而来、或有大者如篋、秀吉大喜、仍名曰蟻竹弥右衛門、仍令弥左、資為生活、定度歳入、未久秀吉死、而弥左繼斃、更無往來之人」
- (38) 中村栄孝前掲書下巻P 459。『通航一覽』には「宗対馬守義成、命によりて竹島朝鮮国属島に於て潜商のもの2人を捕へて京師に送るその罪科いま所見なし」(卷129)、『対州編稔略』には、「元和6年庚申、本国商賈弥左衛門、仁右衛門者、竊渡海、居磯竹島之間、捕之可送京都由、有台命」とある。
- (39)(40)(41)(42)(43)(44) 鳥取県『鳥取県郷土史』P 427、428、462、460、429、431。
- (43) 荒野泰典『近世日本と東アジア』P 127、東京大学出版会、1988年。
- (44)(46) 中村栄孝前掲書下巻P 461 所収の崇禎10年11月朝鮮国礼曹参議より日本国対馬州太守宛文書。
- (47)(48) 『通航一覽』卷之135。
- (50) 『因府年表』寛文7年2月22日(『鳥取県史』7、P 83)。
- (51) 『因府年表』元禄6年6月4日(同上書P 170)。
- (52) 「御櫓日記」(池田家文書)。
- (53) 『因府年表』元禄6年5月28日(同上書P 170)。
- (54) 『因府年表』元禄6年6月7日(同上書P 170)。
- (55) 『朝鮮王朝実録』肅宗20年(1693)甲戌2月條。「貴域瀕海漁民、此年行舟於本国竹島、竊度漁採、極是不可到之地也、以故土官詳諭国禁、固告不可再、及使渠輩盡退環矣」と対馬藩主宗氏から申し入れた。
- (56)(57) 『朝鮮通行大紀』卷8。対馬藩への返書は次の通り—「弊邦海禁至嚴、制東浜海漁氓、使不得出於外洋、雖弊境之蔚陵島、亦以遼遠之故、切不許任意往來、况其外平、今此漁船敢入貴界竹島……此後沿海等処、嚴立科條、各別申館」
- (58)(59) 『通航一覽』卷之137、P 26、27。
- (60) 『因府年表』元禄9年6月4日(『鳥取県史』7、P 189)。
- (61) 鳥取県『因伯記要』。
- (62) 安龍福らの抗議来藩については、堀和生「1905年日本の竹島領土編入」(『朝鮮史研究会論文集』24号、1987年、P 101)。
- (63)(64) 『通航一覽』卷之137、P 29、32。
- (65) 『觀聽隨筆』卷之中(島根県立図書館蔵)。
- (66) 『浜田市誌』その他に記述がある。内藤正中『山陰の日朝関係史』参照。
- (67) 竹島密貿易について『甲子夜話』には、例えば「評定所が彼の竹島一件吟味のとき、最初の竹島通ひ交易は、対州が起りにて、此度雲州の港を経ざれば通路成らざる訳にて、この国に手引の者あり、夫より越後の問屋両三家、この荷担の者なる旨白状す」

などと記してある。(『甲子夜話三篇』3、P20~22、平凡社、東洋文庫)。

- (68) 松岡布政『伯耆民談記』(因伯叢書第2冊)。著者の松岡は1744年頃の死没といわれ、1741年(寛保2)の発行とされている。松岡がまとめていた『伯耆民談記』の内容を整理したのが、『伯耆民談記』である。
- (69) 岡島正義編『因府年表』(『鳥取県史』7所収)、1630年(寛永7)から1841年(天保12)までの間の鳥取藩内で起った主要事項が年月日順に記してある。
- (70) 鳥取県『因伯記要』1907年、P192。
- (71) 鳥取県『鳥取県郷土史』1932年、P432~444。
- (72) 鳥取県『鳥取県史』3、1979年、P293。
- (73) 鳥取県『鳥取県史』4、1981年、P254。
- (74) 鳥取県教育委員会『郷土が誇る人物誌』1990年、P6。

▶資料紹介◀

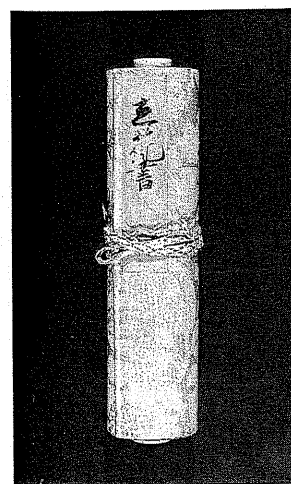
立 花 書

— 影印・翻刻・解題 —

岡 田 悠 照

は じ め に

『立花書』は、「タテハナショ」と訓まれる。中世に流行した芸道「花(はな)」の秘伝を記した伝書である。



『立花書』表紙

自然にある草木を、花瓶に立てることの理から、「タテハナ」の呼称が生まれたと言われているが。

本伝書が、多くの花道書の中から、特に撰書することに決めた第一の理由には、「出雲国」の「杵築」で伝授されたことに因る。そして、第二には、本文の内容に、師伝とは違った、新しい思想を籠もらせた「生花(いけはな)」の秘伝が一箇条秘記されている為である。

先の、師伝の師とは、池坊の専応のことで、本伝書の奥書に見る専栄の師匠にあたる。専応は花道の大成者で、世間では既に『池坊専応口伝』の著者として有名である。

専栄から本伝書を相伝された大阪屋の藤右衛門尉貞氏は、立花執心の豪商人であったと考えられる。ところで、藤右衛門尉が、杵築からは遥かに遠い京の都に在る池坊の花をどのようにして知ったのであろうか。それはあくまでも、推量になるが、出雲の尼子経久・晴久の二代に仕えた譜代の武将であった、多胡辰敬(永禄5年没)の影響によるものではなかろうか。

周知のごとく、『多胡辰敬家訓』(『統群書類従』)に「第十一ニ花。池ノ坊御前

れた。1935年赤軍が長征して、苗（ミャオ）、侗（トン）、布依（パイ）、彝（イ）、藏（チベット）、羌、回などの少数民族地区を通った時、大きな革命的影響をもたらし、若干の少数民族の武装と革命的政権の樹立に協力して、数多くの兄弟民族の優秀な青年が積極的に赤軍に参加したのであった。抗日戦争が勃発後、数多くの少数民族人民が八路軍、新四軍に参加し、数多くの少数民族青年が延安で抗日の前線に赴いたのであった。東北地方に漢、満、朝鮮、蒙古、回、達斡爾（ダフル）、鄂温克（エヴェンキ）、鄂倫春（オロチョン）、赫哲（ホジェン）などの民族人民によって組成された抗日聯軍があり、海南島に漢、黎（リー）、苗（ミャオ）などの民族人民によって組成された瓊崖縦隊があり、陝西・甘肅・寧夏の辺境地域に回族騎兵連隊があり、大青山根拠地に蒙古族の遊撃隊があり、雲南に多くの少数民族と漢族人民によって組成された滇・桂・黔辺境地区縦隊があった。

わが国各民族の革命闘争は1945年9月～1949年10月の解放戦争に至って最高潮になった。全国の各民族はすべてが帝国主義、封建主義と官僚資本主義の中国における統治をひっくり返す最後の決戦に加わった。中国共産党の指導のもとに、各民族人民は彼らの子弟兵である中国人民解放軍と共に戦って、大陸上のすべての国土を解放して、中国大陸は完全な統一を実現したのであった。

中国共産党の指導の下にある国家統一は、歴史上のあらゆる時期の統一とは根本的に異なるものである。各民族人民は平等団結に対する強烈な願望があって、長期にわたる歴史過程の中において各民族は経済、政治、文化的連携を發展させて、この様な連携はここ百年来における帝国主義の侵略に反抗する必要、特に新民主主義革命の展開に伴って、更に密接なものになったのである。しかし一方に、長期的にわたって、歴代の封建王朝と国民党の支配のもとにおいては、民族的抑圧制度が存在していたために、各民族の地位は不平等なものであった。したがって、昔の統一的な多民族国家は、いつも民族的抑圧、民族的闘争、更に民族的戦争まで伴って実現されたのであった。統一的中央集権制国家において、時には、局部的割拠の状態が現れるのであった。これに対して、中国共産党の指導のもとでの人民民主専制、即ちプロレタリア独裁的国家政権を樹立した統一、社会主義制度の下にある統一、各民族は一律に平等である原則の基礎の上における統一であり、空前の各民族大団結の統一であるといわなければならない。（未完）

〈執筆者紹介〉

- | | |
|------|--------------------------|
| 内藤正中 | 鳥取女子短期大学教授・北東アジア文化総合研究所長 |
| 岡田悠照 | 鳥取女子短期大学教授 |
| 周建中 | 鳥取女子短期大学非常勤講師 |

北東アジア文化研究 第2号

1995年10月30日発行

編集者 鳥取女子短期大学北東アジア文化総合研究所
編集委員 松田昭美
野津和功

発行者 鳥取女子短期大学
〒682 鳥取県倉吉市福庭854

印刷所 (有)池田印刷
〒682 鳥取県倉吉市東岩倉町2229